

<令和7年度版>

～みんなで作る循環型のまち～

# 恵庭市環境美化等 推進員の手引き

恵庭市

## 目 次

恵庭市環境美化等推進員登録制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### <推進員の主な活動内容>

1) 環境美化に関する活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

A) 春・秋の一斉清掃の実施

B) ごみゼロの日（5月30日）のクリーンウォーキングへの参加

2) 排出マナーの向上に関する活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

A) 町内回覧などによる住民周知

B) 地域のごみ排出状況の確認

3) リサイクルの推進及び廃棄物の減量に関する活動・・・・・・・・・・ 3

4) 不法投棄の通報・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

5) ボランティア袋の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

参考資料・・・恵庭市環境美化等推進員登録制度実施要綱

## 恵庭市環境美化等推進員登録制度とは

この制度は、市内の生活環境の保全及び公衆衛生を向上させることを目的として、市と推進員が相互に協力して、ごみの減量と資源化に関する活動を行うものとしています。

推進員のみなさまには、市民と市をつなぐパイプ役として、また地域のリーダーとして、活動いただきたいと考えています。



### 1. 環境美化等推進員への登録

各町内会の代表者からの推薦等により決定し、市とともに環境美化活動を行うボランティアとして登録させていただきます。

推進員に変更があった場合は、廃棄物管理課(電話 33-3131 内線 1131、1133、1137、1139)までご連絡をお願いします。

### 2. 推進員としての活動範囲

推進員としての活動範囲は、自己の居住する区域(町内会・自治会の範囲内)です。

### 3. スタッフベスト

推進員のみなさまには、活動を円滑に行うことができるよう「スタッフベスト」を貸与いたしますので、活動を行う際はこのスタッフベストの着用をお願いします。

### 4. 活動内容報告について

推進員としての活動状況や地域の生活環境の保全のため、市への定期的な報告をお願いしております。原則、半年ごとに報告をいただいております。時期となりましたら、市から報告様式を送付します。

また、今後はメールでのやり取りを進めていきたいと考えておりますので、各環境美化等推進員様におかれましては、メールアドレスをご教示いただきますようお願いいたします。

下記二次元バーコードからご回答願います。



## 5. 活動時の事故に備えて

推進員として行う活動の中で、本人が受けた損害又は第三者に与えた損害については、補償保険及び賠償責任保険が適用となり、保険の範囲内で補償されます。

なお、保険の適用については、事故の内容によりますので、まずは廃棄物管理課（電話 33-3131（内線 1131、1133、1137、1139））にご連絡ください。

（※土・日・祝日、開庁時間外については守衛対応）。

## <推進員の主な活動内容>

推進員のみなさまには、恵庭市環境美化等推進員登録制度実施要綱に基づいて以下の活動を市と協働で行っていただきます。

### 1) 環境美化に関する活動

#### A) 春・秋の一斉清掃の実施

各町内会・自治会で春と秋に実施される一斉清掃について、清掃の実施から拾ったごみの回収までを円滑に行うため、実施日及びごみの集積場所等について、事前に市へのご連絡をお願いしております。円滑な収集のため、清掃3日前までに連絡をお願いします。

#### B) ごみゼロの日（5月30日）のクリーンウォーキングへの参加

平成15年から始まり、今では全市的な取組となった「ごみゼロクリーンウォーキング」への積極的な参加をお願いしております。より多くの方々に参加していただけるよう、町内会・自治会員への呼びかけにもご協力をお願いします。

#### その他の活動事例・・・

町内会・自治会役員による巡回清掃、  
ごみ収集日のパトロール、道路・公園の除草、  
花壇の植栽（撤去）など



<ごみゼロクリーンウォーキング>

## 2) 排出マナーの向上に関する活動

### A) 町内回覧などによる住民周知

市が作成するごみ排出・リサイクル関連の情報を町内回覧や町内会だより等を通じ、町内会・自治会員の方々に周知していただくことで、ごみ・資源物の分別や排出マナーの向上を呼びかけていただきます。

### B) 地域のごみ排出状況の確認

排出マナーを守らずに不適正に排出されたごみは、カラス等による散乱被害の原因となるとともに、更なる不適正排出・不法投棄を誘発する恐れがあり、地域の衛生上・防犯上、大きな影響を及ぼすことになります。

特にアパート、マンションなどの「集合住宅」については、不適正に排出されたごみがステーションからあふれて、カラス等によるごみの散乱被害が後を絶ちません。

市ではごみ収集委託業者と連携を図り、定期的に集合住宅のごみ排出状況を確認した上で、所有者又は管理会社に対応をお願いしています。

推進員のみなさまにおかれましても、排出状況・管理状況の悪い集合住宅を発見した際は市へのご連絡をお願いします。

## 3) リサイクルの推進及び廃棄物の減量に関する活動

### A) 集団資源回収の利用周知

集団資源回収とは、町内会や自治会・小中学校・老人クラブ・スポーツ少年団（以下、団体）など、恵庭市に登録している市内の団体及び団体の構成員の皆様から排出される、びん・缶・ペットボトルやダンボール・新聞・雑誌等の資源物を収集し、回収業者へ売り払いを行うリサイクル活動のことです。

団体は集団資源回収を行うことで資源物の売り払い収益を得ることができます。

また、市に団体登録を行い、申請することで、市から資源回収奨励金の交付を受けることができます。

なお、集団資源回収では、回収業者より「紙製容器包装類」、「布類」、「金属類」なども売り払うことができます。こうした売り払い収益及び資源回収奨励金は、団体の活動資金として活用できますので、積極的に利用していただけるよう、推進員の皆様には、団体の構成員への周知をお願いします。

#### 奨励金単価

紙製容器包装（雑紙含む）→1kgあたり6円  
その他の資源物 →1kgあたり4円（※）



（※）令和7年度より奨励金単価が3円/kgから4円/kgへ改定となりました。  
ただし、令和7年3月31日までに回収した資源に係る奨励金単価は、3円/kgとなりますのでご注意ください。

#### 主な活動事例・・・

- ・資源回収日の年間カレンダーを作成し回覧・配布する
- ・資源回収当日に町内会・自治会役員が広報車にて巡回する など

## 4) 不法投棄の通報

不法投棄は悪質な犯罪であり、市内の様々な場所で頻繁に発生しています。

市では不法投棄への対策として、不法投棄が多発する地区を重点的にパトロールしていますが、推進員のみなさまにおいても、不法投棄物を発見した際には市に、不法投棄現場を目撃した際は警察にご連絡ください。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第 16 条「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」

第 25 条「5 年以下の懲役もしくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」

主な活動事例・・・

- ・ 定期的な町内巡視
- ・ 市にポイ捨て、不法投棄防止の啓発看板の設置を依頼 など



## 5) ボランティア袋の配布

平成 22(2010)年 4 月の家庭ごみ有料化以降、道路や公園などの公共の場所をボランティアで清掃する際には、市で配布するボランティア袋をお使いいただいております。ボランティア袋は令和元（2019）年 4 月から 2 種類となっており、草木類専用ボランティア袋とポイ捨てごみ用ボランティア袋を用意しています。

各町内会・自治会で使用される 2 種類のボランティア袋については、事前に送付した配布連絡票の回答に基づいて、推進員のみなさまにお渡ししますので、春・秋の一斉清掃の際や日頃ボランティアで清掃活動をされる町内会・自治会の方々へ配布をお願いします。（2019 年発行のごみ分別事典より推進員様宅にてボランティア袋を受け取ることが出来る旨を記載させていただいています。）また、活動報告書にて 2 種類のボランティア袋の使用枚数と残り枚数の報告をお願いします。

